

議案第31号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（鳥取県個人情報保護条例の一部改正）

第1条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前の規定	改正後の規定
--------	--------

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 鳥取県個人情報保護審議会 (第37条—第37条の5)	第4章 鳥取県個人情報保護審議会 (第37条)
第5章・第6章 略	第5章・第6章 略
附則	附則
(開示請求)	(開示請求)
第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示の請求をすることができる。	第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができる。
2 略	2 略
(開示請求に対する決定等)	(開示請求に対する決定等)
第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決	第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に

定（以下「開示決定」という。）、開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定、第18条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

係る個人情報を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を開示しない旨の決定（第17条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第25条の2第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

6 略

(開示の方法)

5 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合において、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対して、当該個人情報が存在しない旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

6 第2項の規定は、前項の通知を第1項に規定する期間内にすることができないやむを得ない理由がある場合について準用する。

7 略

(開示の方法)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

2～4 略

(審査請求)

第24条の7 開示決定等、訂正決定等若しくは第24条の6 第1項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第25条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

第15条 実施機関は、個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

2～4 略

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第24条の7 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止請求に対する決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

(不服申立てがあった場合の手続)

第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは第24条の6 第1項の決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、

- (1) 審査請求が不適法であるとき。
- (2) 審査請求の全部を認容する裁決をするとき。ただし、当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

- 第25条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場

鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であるとき。
- (2) 不服申立てに係る決定の全部を取り消すとき。

- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

合を除く。)

(審査請求を棄却する場合等における手続)

第25条の3 第14条第5項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 略

2～5 略

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 略

2～5 略

- 6 審議会は、必要があると認めるときは、不服申立てをした者、是正の再申出をした者、事業者、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 略

7 略

(審議会の調査権限)

- 第37条の2 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報が記録された公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。
- 2 濟問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求

7 略

8 略

めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、そ
の写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査
関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を
提出した審査請求人の利益を害するおそれがあると認めるとき、
その他正当な理由があるときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会は、第37条第1項の事務
を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しく
は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第37条の3 審議会は、審査関係人から申立てがあつたときは、
当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければなら
ない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、こ
の限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議
会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第37条の4 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。この場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人は、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審議会は、前項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第37条の5 審議会は、第25条第1項又は第30条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人又は是正の再申出をした者に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

第44条 第37条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1

第44条 第37条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 1

年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 <u>審査請求</u>（第18条の3—第21条）</p> <p> 第3節 略</p> <p> 第4節 <u>審査請求に係る調査審議の手続</u>（第28条—第33条）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 <u>不服申立てに係る諮問等</u>（第18条の3—第21条）</p> <p> 第3節 略</p> <p> 第4節 <u>不服申立てに係る調査審議の手続</u>（第28条—第33条）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p>

第2節 審査請求

(審査請求の手続)

第18条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であるとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条第2号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

第2節 不服申立てに係る諮問等

(実施機関に対する不服申立て)

第18条の3 実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であるとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（設置）

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。

(2) 公文書条例第18条第2項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。

(3)・(4) 略

第27条 削除

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（設置）

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第19条第1項の規定による不服申立てに係る諮問に応じて審議すること。

(2) 公文書条例第18条第1項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。

(3)・(4) 略

（庶務）

第27条 審議会の庶務は、元気づくり総本部及び総務部において処理する。

第4節 審査請求に係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮詢をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮詢をした知事（以下「諮詢機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮詢機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に

第4節 不服申立てに係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮詢をした実施機関又は公文書条例第18条第1項の規定により諮詢をした知事（以下「諮詢機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書又は利用請求（公文書条例第13条第3項に規定する利用請求をいう。第3項において同じ。）に対する処分に係る特定歴史公文書等の提示を求める能够である。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることがない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮詢機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書又は利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに

係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(意見の陳述)

第29条 審議会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

に係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問機関（以下「不服申立人等」といふ。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第29条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下の条において「意見書等」という。）を提出することができる。

- 2 審議会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用せるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかつた第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料（以下の条において「意見書等」という。）を提出することができる。

- 2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用せるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかつた第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定により不服申立人等又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該不服申立人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した不服申立人等以外の不服申立人等に送付するものとする。

(答申書の送付等)

第32条 審議会は、第19条第1項又は公文書条例第18条第2項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

(答申書の送付等)

第32条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

(鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会文書の保存及び引継ぎ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、<u>第9</u></p>	<p>(議会文書の保存及び引継ぎ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、<u>同項</u></p>

条第3項中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 略

2・3 略

4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書（第18条第2項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第17条 略

中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 略

2・3 略

4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第17条 略

2 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

(鳥取県情報公開審議会への諮問等)

第18条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

3 略

(鳥取県情報公開審議会への諮問等)

第18条

知事は、利用請求に対する処分について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求に係る処分を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 略

(諮問をした旨の通知)

第19条 知事は、前条第2項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 略

(3) 審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させない旨の決定を変更し、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

(諮問をした旨の通知)

第19条 知事は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 略

(3) 審査請求に係る処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る処分を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。